



島根県報

平成30年2月23日（金）

号外第15号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第88号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	488号	益田市匹見町広瀬イ826番1地先から同イ818番2地先まで	前	メートル 14.20～ 21.20	メートル 112.00	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	17.90～ 47.10	112.00	
〃	187号	鹿足郡吉賀町立河内350番5地先から同349番4地先まで	前	13.30～ 17.40	108.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	13.30～ 17.80	108.00	

島根県告示第89号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町立河内350番5地先から同349番4地先まで	メートル 108.00	平成30年 2月23日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	